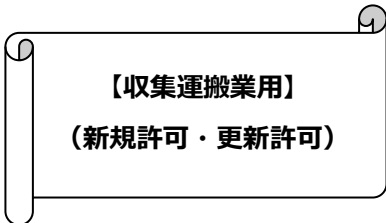


産業廃棄物収集運搬業許可申請書

(あて先)  
横浜市長

令和元年5月1日



申請者 〒 231-0013  
住所 横浜市中区住吉町〇丁目〇番地  
(株)〇◇横浜運輸  
氏名 代表取締役 横浜 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
担当者名 横浜 次郎  
電話番号 045-671-xxxx  
FAX番号 045-651-xxxx

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

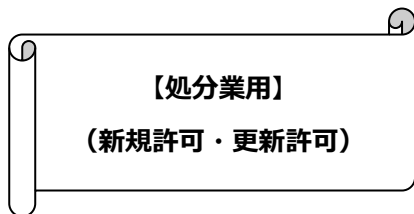
<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>積替え保管を除く 廃油、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、木くず、繊維くず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)以上5種類</p> <p>積替え保管を含む 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、木くず、繊維くず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)以上4種類</p>
<p>事業所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒231-0013 横浜市中区住吉町〇丁目〇番地 電話番号 045-671-xxxx</p> <p>事業場 〒231-0062 横浜市中区桜木町〇丁目〇番地〇号 電話番号 045-223-xxxx</p> <p>〒 電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬車両 3台(3種類)</li> <li>・他の施設(容器等) <b>有り</b> 無し</li> <li>・積替え保管施設</li> </ul>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>積替え保管を行う場所 所在地 横浜市中区桜木町〇丁目〇番地〇号 面積 400m<sup>2</sup> 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、木くず、繊維くず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む) 保管上限 250m<sup>3</sup> 積み上げることができる高さ 2m</p>
<p>※ 事務処理欄</p>	

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物処分業許可申請書

(あて先)  
横浜市長

令和元年5月1日



申請者 〒 231-0013  
住所 横浜市中区住吉町〇丁目〇番地  
(株)〇◇横浜運輸  
氏名 代表取締役 横浜 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
担当者名 横浜 次郎  
電話番号 045-671-xxxx  
FAX番号 045-651-xxxx

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けた  
いので、関係書類及び図面を添えて申請します。

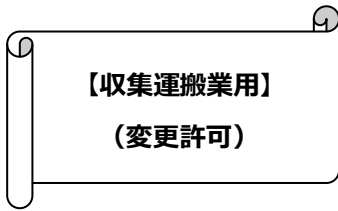
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合は、その旨を含む)を記載すること。)	中間処理 破碎：がれき類
事業所及び事業場の所在地	事務所 〒231-0013 横浜市中区住吉町〇丁目〇番地 電話番号 045-671-xxxx 事業場 〒231-0062 横浜市中区桜木町〇丁目〇番地〇号 電話番号 045-223-xxxx
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	破碎機 1基 50t/日 設置場所 横浜市中区桜木町〇丁目〇番地〇号 設置年月日 平成16年4月15日 施設の許可年月日・番号 平成16年2月1日 000000
保管を行う場合には、保管を行うすべて場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地 横浜市中区桜木町〇丁目〇番地〇号 面積 800m <sup>2</sup> 保管する産業廃棄物の種類 がれき類 保管上限 400m <sup>3</sup> 高さ 2m
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要	別紙参照
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

（あて先）  
横浜市長

令和元年5月1日



申請者 〒 231-0013  
住所 横浜市中区住吉町〇丁目〇番地  
(株)〇◇横浜運輸  
氏名 代表取締役 横浜 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号  
担当者名 横浜 次郎  
電話番号 045-671-xxxx  
FAX番号 045-651-xxxx

産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成28年 5月 1日 第05610000000号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	<p>積替え保管を除く 廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、木くず、繊維くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）以上5種類</p> <p>積替え保管を含む 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、木くず、繊維くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）以上5種類</p>
変更の内容	積替え又は保管を含むに、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）を追加
変更の理由	事業の拡大
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬車両 2台（1種類）</li> <li>他の施設（容器等） <b>有り</b> 無し</li> <li>積替え保管施設</li> </ul> <p>設置場所 横浜市中区桜木町〇丁目〇番地〇号 設置年月日 平成25年5月1日</p>
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

（日本産業規格 A列4番）

## 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

(あて先)  
横浜市長

令和元年5月1日

【処分業用】  
【変更許可】

申請者 〒 231-0013  
住 所 横浜市中区住吉町〇丁目〇番地  
(株)〇◇横浜運輸  
氏 名 代表取締役 横浜 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名 横浜 次郎

電話番号 045-671-xxxx

FAX番号 045-651-xxxx

産業廃棄物収集運搬業  
産業廃棄物処分業  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、  
産業廃棄物収集運搬業  
産業廃棄物処分業  
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成28年 5月 1日 第05620000000号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	中間処理 破碎：がれき類 圧縮：金属くず
変更の内容	金属くずの圧縮の追加
変更の理由	事業範囲の拡大
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	圧縮機 1基 1.5t/日 設置場所 横浜市中区桜木町〇丁目〇番地〇号 設置年月日 平成29年9月1日
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙参照
※ 事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

## (第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	東京都	0130000000
	埼玉県	申請中(平成31年4月25日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
まるひしよこはまうんゆ (株) ○◇横浜運輸	横浜市中区住吉町○丁目○番地	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
よこはま たろう 横浜 太郎	S16.1.8 代表取締役	神奈川県横浜市中区桜木町○丁目○番地 神奈川県横浜市中区港町○丁目○番地
よこはま はなこ 横浜 花子	S18.11.12 取締役	神奈川県横浜市中区桜木町○丁目○番地 神奈川県横浜市中区港町○丁目○番地
きむ てぎゆん 金 泰均 (神奈川県)	1941.9.22 監査役	韓国 神奈川県横浜市鶴見区○○町○○番○号
<p>記入上の注意事項：氏名、本籍、住所については住民票の写しに記載されたとおりに記入してください。</p> <p>通称名を保有する外国人の方は、本名の下に( )を作成し、その中に通称名を記入してください。</p> <p>【誤った例】氏名で「齋藤」を「斉藤」と記入。 本籍で「1丁目1番地」を「1-1」と記入。</p>		

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	12,000株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
よこはま たろう 横浜 太郎	S16.1.8	6,000株	神奈川県横浜市中区桜木町〇丁目〇〇番地	
		50%	神奈川県横浜市中区港町〇丁目〇〇番地	
株式会社横浜	横浜 太郎	6,000株		
		50%	神奈川県横浜市中区桜木町〇丁目〇〇番地	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p><b>記入上の注意事項：株主等が法人の場合は、「氏名又は名称」欄に法人名を、「生年月日」欄にその代表者名を記入してください。</b></p> </div>				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 ※の欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む）。
- 4 2部提出すること。

※ 手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）  
 ・主に横浜市内の事業所で発生する産業廃棄物を収集し、中間処理施設へ運搬する。

積替え保管の有無にかかわらず、許可を取得している種類ごとに、記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油		液状	〇〇(株) 横浜市〇区...		(株) ◇◇◇ 横浜市〇区...
2	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)		固形	(株) △△△		〇△(株) 横浜市〇区...
3	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)		固形	〇〇建設(株) 横浜市〇区...		(株) △△△△ 横浜市〇区...
4	木くず		固形	同上		〇◇〇(株)
5	繊維くず		固形	同上		同上
6	金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)		固形	(株) 〇〇〇〇		◇◇◇◇(株) 横浜市〇区.....
7						
8						
9						
10						

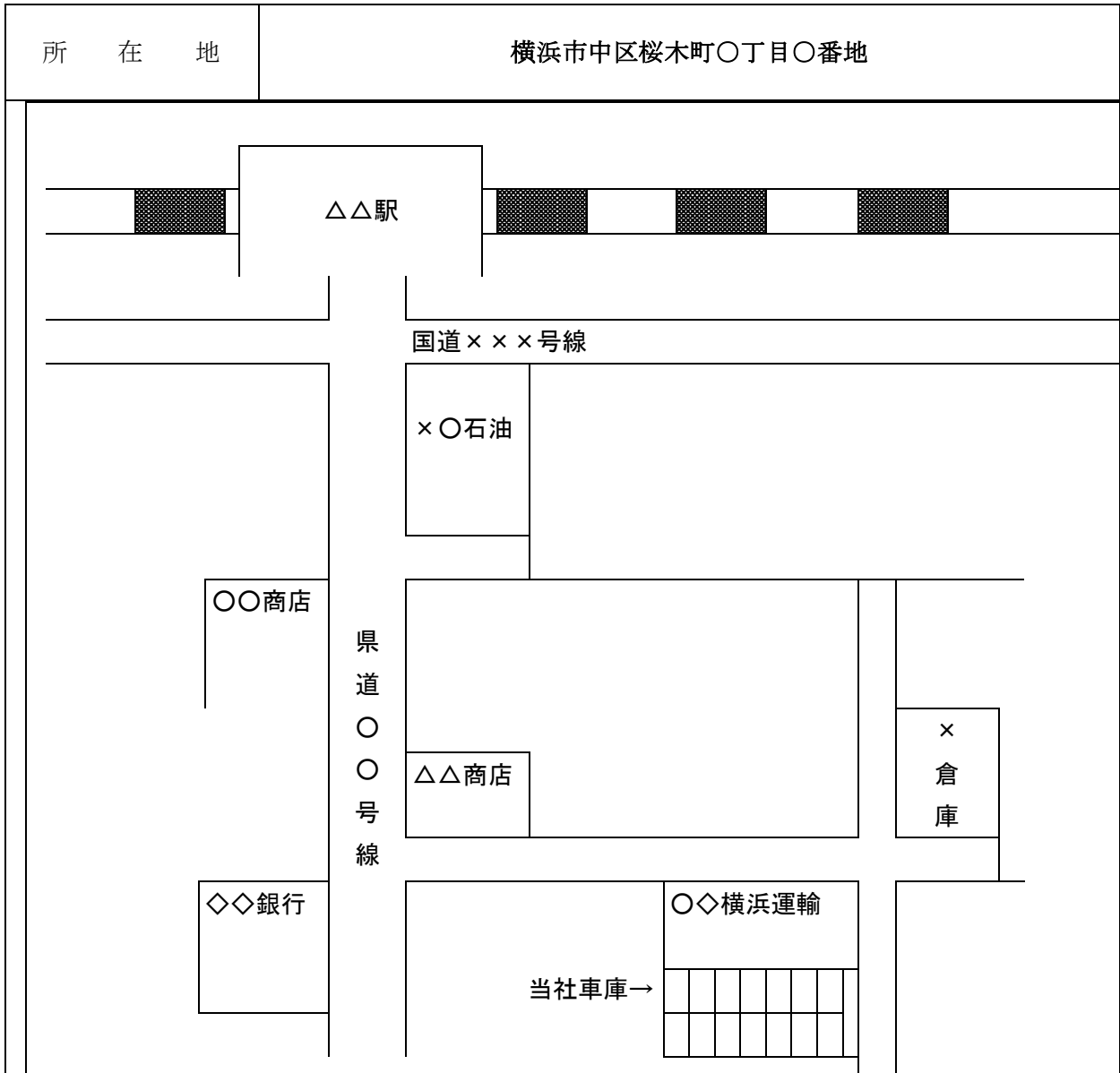
石綿含有産業廃棄物又は水銀含有産業廃棄物を含むものはわけて記載してください。

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

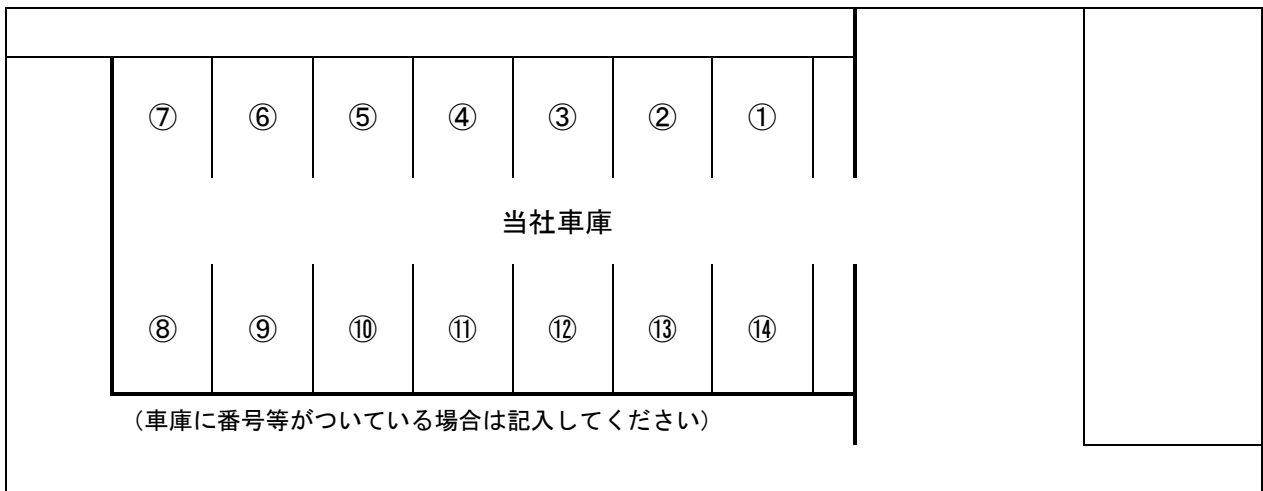
3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	横浜 100 あ ○○○	3,800	株式会社○◇横浜運輸	
2	キャブオーバ	横浜 100 い ○○○○	8,000	株式会社○◇横浜運輸	
3	塵芥車	横浜 800 う ○○○○	3,000	株式会社○◇横浜運輸	
4					クレーン設備、保冷設備等の付帯設備がある場合は、備考欄に記載してください。
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	横浜市中区桜木町○丁目○番地				
駐車場の所在地	横浜市中区桜木町○丁目○番地 ※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容 量	備 考		
密閉容器	金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	1m <sup>3</sup>			
フレコンバッグ	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）	1m <sup>3</sup>	容器一つあたりの容量を記載してください。		
クローズドラム缶	廃油	0.2m <sup>3</sup>			



### 駐車場の案内図(付近の見取図)



### 駐車場の配置図



(3) 積替施設又は保管施設の概要

ア 所在地

横浜市中区桜木町〇丁目〇番地〇号

イ 保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

- ・ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く） 〇m<sup>3</sup>
- ・ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む） 〇m<sup>3</sup>
- ・ 木くず 〇m<sup>3</sup>
- ・ 繊維くず 〇m<sup>3</sup>
- ・ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 〇m<sup>3</sup>

説明 No. (32)の「施設の構造を明らかにする平面図、立面図、求積図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図」と同一のものと考えてください。同じものを二枚提出する必要はありません。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

ア 車両毎の用途

- ・脱着装置付コンテナ専用車

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、木くず、繊維くず

- ・キャブオーバー

廃油、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）

- ・塵芥車

廃プラスチック類、木くず、繊維くず

イ 収集運搬業務を行う時間

9時～17時（休憩1時間）

ウ 休業日

日曜、祝祭日、年末年始

従業員数の内訳

令和元年5月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	1人	0人	2人	5人	5人	0人	18人

## 5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

## ア 運搬に際し講ずる措置

(ア) 飛散防止のため、荷台にはシートがけを行う。

(イ) 飛散・流出等防止のため、廃棄物に合わせた容器を使用する。

- ・ 廃油はドラム缶に入れ、運搬ロープで固定し転倒を防止する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物を運搬する際には、フレコンバッグを用いる。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物を運搬する際には、密閉容器を用いる。

## イ 積替施設又は保管施設において講ずる措置

・ 産業廃棄物は、申請図面通りに保管する。

(水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物は、仕切りを設け、容器に入れて保管する。)

- ・ 積み下ろしの際には、入口のシャッターを閉め、飛散・流出を防ぐ。
- ・ 粉塵対策として、散水を行う。

## ○運搬に際し講ずる措置

- ・ 飛散、流出、悪臭等の防止のための運搬方法を記入してください。
- ・ 石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合は、その他のものと混合しないよう収集運搬する方法を記載してください。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う場合は、破碎しないよう、また、その他のものと混合しないよう収集運搬する方法を記載してください。

## ○積替施設又は保管施設において講ずる措置

- ・ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合は、仕切りを設ける、専用の容器に入れる等他の物とわけて保管する方法を記載してください。

運搬車両の写真

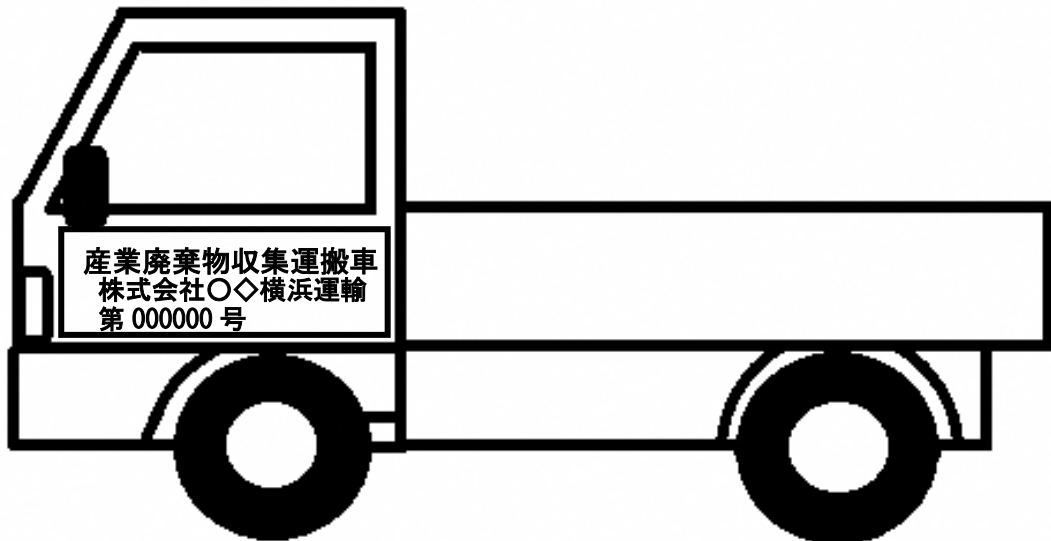
- ・車両の前面（真正面）を撮影すること。
- ・ナンバープレートが確認できること。

自動車登録番号又は車両番号	横浜 100 い 〇〇〇〇
---------------	------------------

前  
面  
写  
真

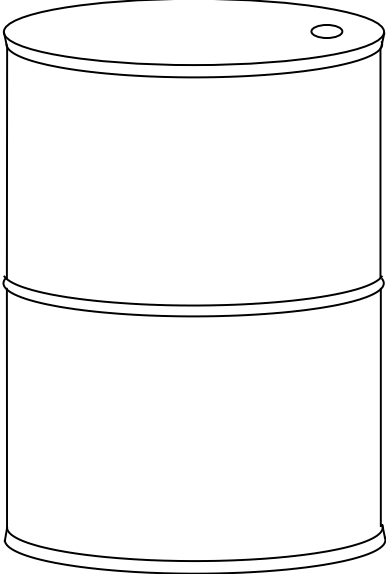


側  
面  
写  
真



- ・車両の側面（真横）を撮影すること。
  - ・名称等の車体の表示が確認できること
- 〔既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号（下6桁）」）が表示されていること〕

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	クローズドラム缶	用途	廃油
			
撮影		令和元年5月1日	

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li> </ul>			
撮影		年 月 日	

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する資金の総額	25,081	
土地	購入費 5,000	
事務所1	造成費 2,500 建設費 5,000	
事務所2	造成費 1,500 建設費 3,000	
収集運搬車両	購入費 2,000	
積替保管施設	造成費 2,000 建設費 4,000	
許可申請	手数料 81	
調 達 方 法	自己資金	5,081
	借入金 (○×銀行)	20,000
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

## 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）

令和元年5月1日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金	○×銀行定期預金		3,000
有価証券	(株) ○×の株式	1,000 株	
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110 m <sup>2</sup>	20,000
建 物	自宅	1 棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1 台	3,000
そ の 他			
資 産 計			38,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金	○×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			19,500



# 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和元年5月1日

横浜市長



あて先に注意してください。

申請者

住所 横浜市中区住吉町〇丁目〇番

氏名 株式会社〇◇横浜運輸  
代表取締役 横浜 太郎

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

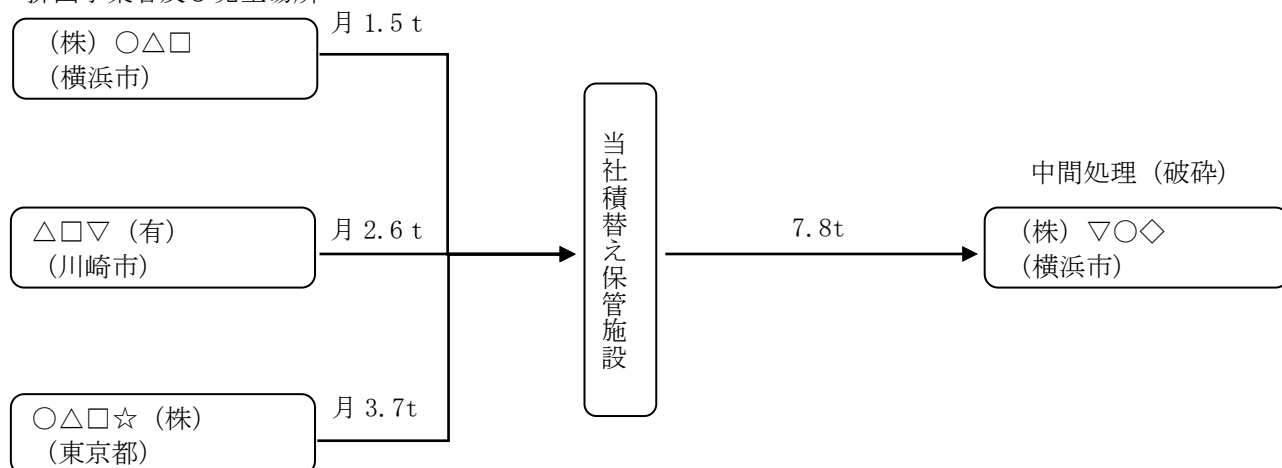
## ＜作成例＞

### 積替え保管系統図

廃蛍光灯：

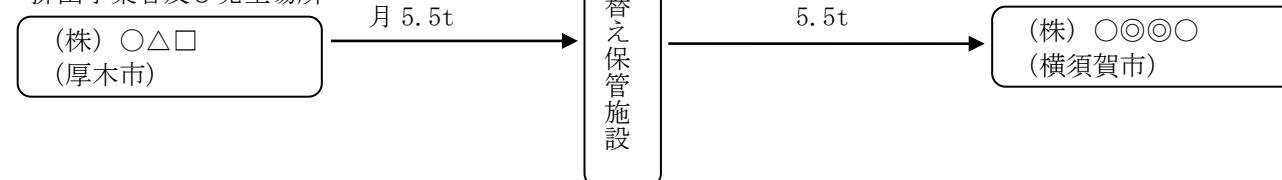
- ┌ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）
- ├ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物）
- └ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物）

排出事業者及び発生場所



がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

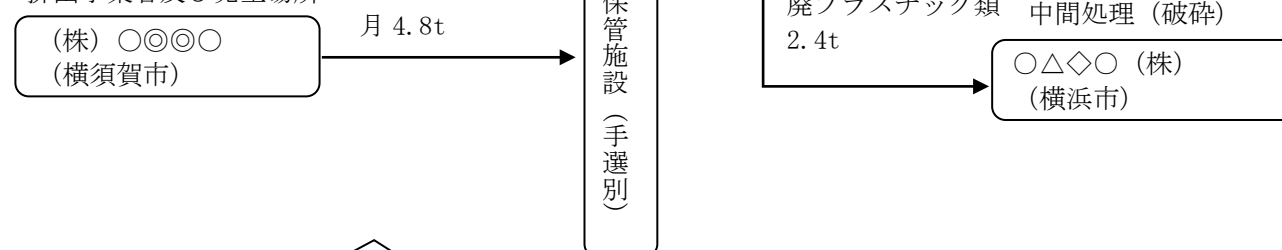
排出事業者及び発生場所



廃事務機器：

- ┌ 廃プラスチック類
- └ 金属くず

排出事業者及び発生場所



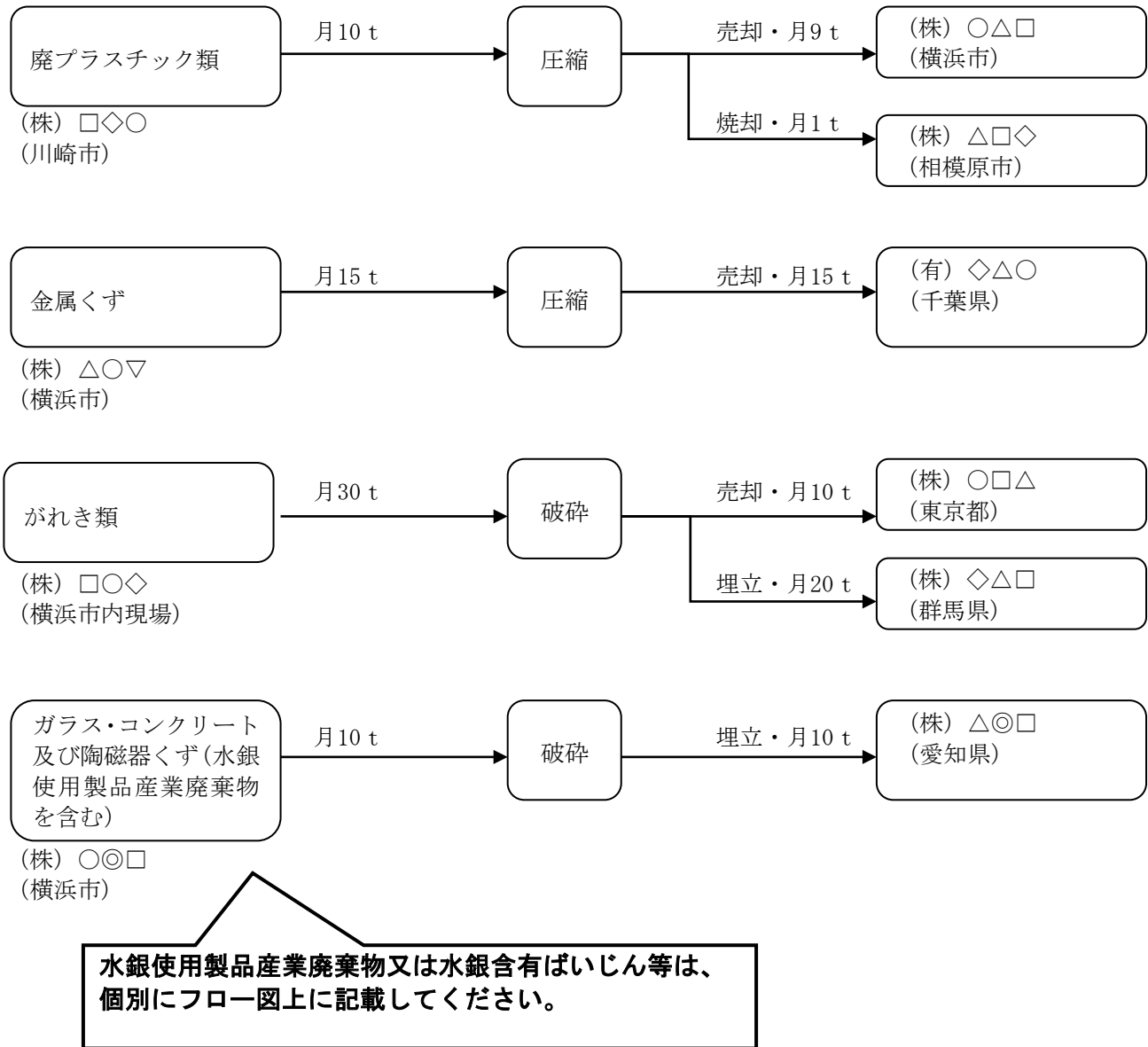
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等は、個別にフロー図上に記載してください。

## ＜作成例＞

### 処分系統図

廃棄物の種類および発生場所

廃棄物の処分先等



従業員数の内訳

令和元年5月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	1人	0人	2人	5人	5人	0人	18人

## <作成例>

### 政令使用人に係る証明書

令和元年5月1日

横浜市長

次の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定される使用人であることを証明します。

事業場の名称	横浜支店
役職	横浜支店長
氏名	横浜 次郎

所在地	横浜市中区住吉町〇丁目〇番地
法人名	株式会社 〇◇横浜運輸
代表者名	代表取締役 横浜太郎

<作成例>

今後3年間の計画を記入してください。

直近の決算の当期純利益が赤字の場合のみ、収支計画書を記載してください。

収 支 計 画 書

(単位 千円)

年 度 項 目	2019年度	2020年度	2021年度
売上高	10,000	12,000	15,000
売上原価	6,000	6,500	7,000
販売費・一般管理費	500	1,000	1,500
営業利益・損 失	3,500	4,500	6,500
経常利益・損 失	2,000	2,000	3,000
当期利益・損 失	1,000	1,500	2,000

営業計画書（赤字決算理由書・無税理由書）

【赤字決算理由書について】

- ・（直近の決算の当期純利益が赤字の場合は、今後3年間の収支見込みを、上記の収支計画書に記載したうえで）赤字の理由や今後の方針等を、記載してください。

【無税理由書について】

- ・法人税が無税である理由を記載してください。併せて、今後の方針等を記載してください。

様式第十一号(第十条の十関係)

産業廃棄物処理業 <b>廃止 変更</b> 届出書		
(あて先) 横浜市長	令和元年 5 月 1 日	
申請者 〒 231-0013 住 所 横浜市中区住吉町〇丁目〇番地 (株) 〇◇横浜運輸 氏 名 代表取締役 横浜 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者名 横浜 次郎 電話番号 045-671-xxxx F A X 番号 045-651-xxxx		
平成 2 9 年 4 月 1 日付け第 05600000000号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について <b>廃止 変更</b> したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	運搬車両 8台 (別紙車両一覧表のとおり)	運搬車両 7台
変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)		
(変更内容が法人に係るものである場合)		
	(ふりがな) 名 称	住 所
役員・法定代理人・5/100以上の株主・政令使用人の変更の場合は、この欄に記入してください。 書ききれない場合は備考2に従ってください。		
(変更内容が法人に係るものである場合)		
当該法人の役員を退任する者、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふりがな) 氏 名	本 籍
		住 所
よこはま はなこ 横浜 花子		S18. 11. 12 神奈川県横浜市中区桜木町〇丁目〇〇番地 取締役 神奈川県横浜市中区港町〇丁目〇〇番地
備考 2		
廃止又は変更の理由	車両の追加 取締役神奈川三郎退任に伴い横浜花子の取締役就任	
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

(日本産業規格 A列4番)

## 変更（廃止）届の手續について

※変更（廃止）届出書は正副2部提出してください。

※変更後10日以内（法人で登記事項証明書の添付を必要とする場合は30日以内）に提出してください。

※変更届を郵送により提出する場合は、下記アまたはイの封筒を同封してください。

<p>ア 許可証の書き換えが生じる場合（下表の証書換欄が「あり」の場合）・・・新しい許可証及び副本を送付するためのA4紙が入る大きさの封筒（レターパックプラスも可）</p> <p>*送付先を記入し、下記の料金の切手を貼付してください。簡易書留で送付します。</p> <p>切手の料金＝簡易書留料金＋定型外郵便料金〔封筒＋許可証(10g/枚)＋副本の合計重量分〕</p>
<p>イ 許可証の書き換えが生じない場合・・・副本を送付するための封筒（レターパックも可）</p> <p>*送付先を記入し、封筒の重さ＋副本の重さに相当する定型外郵便料金の切手を貼付してください。普通郵便で送付します。</p>

### ※添付書類

業種	変更する事項	添付する書類	証書換
共通	・主たる事務所の所在地 →住居表示の変更も含む	<input type="checkbox"/> 本籍地記載の住民票(個人の場合) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(法人の場合本店所在地の変更があったとき) <input type="checkbox"/> 許可証の写し	あり
	・法人の名称 ・法人組織形態の変更 (例：有限会社→株式会社)	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 許可証の写し	あり
	・個人の名前	<input type="checkbox"/> 本籍地記載の住民票 <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 許可証の写し	あり
	・法人の代表者	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(法人のみ) <input type="checkbox"/> 誓約書	あり
	・法人の役員 ・政令で定める使用人 ・法定代理人 ・5%以上の株式を有する株主 又は5%以上の出資者	<input type="checkbox"/> 本籍地記載の住民票(新規に就任した者) <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書(新規に就任した者) <input type="checkbox"/> 会社の組織図、廃棄物処理に係る契約締結権限を有する者であることを証する書類(政令使用人の場合) <input type="checkbox"/> 許可証の写し(代表者の場合)	なし
	・処理業の廃止	<input type="checkbox"/> 許可証原本	返納
収集・運搬	・車両（増車、減車、ナンバーの変更等） ・船舶（増船、減船）	<input type="checkbox"/> 車検証の写し ※電子車検証の交付を受けている場合は、自動車検査証記録事項の写し ※船舶の場合は船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し <input type="checkbox"/> 他人名義の車両を借用している場合は、使用承諾書 ※原則として車検証の使用者欄(所有者と使用者が同一で使用者欄が空欄の場合は所有者欄)に記載された者からの1年以上の使用承諾が必要 <input type="checkbox"/> 車(船舶)の写真 <input type="checkbox"/> 車両一覧表(船舶の場合もこれを代用) ※増車の場合で新たに駐車場を利用する場合は、駐車場の変更も必要	なし
	・駐車場	<input type="checkbox"/> 駐車場の案内図(付近の見取図)及び配置図 <input type="checkbox"/> 駐車場の使用権を証する書類	なし
	・積替え保管施設に関する事項	<input type="checkbox"/> 積替え保管施設に関する書類 <b>※事前に施設指導係にご相談ください。</b>	場合による
中間処理	・中間処理施設に関する事項	<input type="checkbox"/> 中間処理施設に関する書類 <b>※事前に施設指導係にご相談ください。</b>	場合による

※許可証の書き換えが生じた場合は、新たな許可証を受領次第、すみやかに旧許可証原本を郵送または持参により返納してください。

変更届提出及び旧許可証の返納先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎23階

資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係